

参考資料 2

エコロジカル・ネットワークの形成に関連する施策等の整理

【3.都市地域】 1.生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2.生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3.人と自然とのふれあいや多面的機能で関係の強い事業・施策 4.その生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考	
緑地	■計画	緑の基本計画の推進 『緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑地環境整備総合支援事業や緑化重点地区整備事業などにより、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区などにおける緑化の推進や緑地の保全を進めます』 『未策定市町村における緑の基本計画の策定の推進を図るとともに、既に策定済みの市町村について、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)・第7節都市1.緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定。1.1緑の基本計画	
		■公園緑地等の整備	『都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。』 『都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、古都保存事業などを総合的に支援します。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)・第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進。2.4緑地保全地域、特別緑地保全地区/2.1都市公園の整備/2.6歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区
		『緑地環境整備総合支援事業の拡充により、公共及び民間による総合的かつ効果的な公園緑地の保全・創出の取組を推進する。』 『都市の水辺の創出のため、雨水渠等を活用させたせせらぎ水路の整備、お濠等の水域の環境改善、雨水・再生水を活用する取組を推進する。』	3	国土交通政策のこれからの方向性(重点政策)	H20.8			
		『都市公園の整備、水辺空間の再生・創出により、水と緑のネットワークを形成し、都市のうるおいあるまちづくりを推進する。』	1	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7	都市域における水と緑の公的空間確保量※	ヒートアイランド対策	
		『都市域における自然的環境(樹林地、草地、水面等)を有する空間のうち、制度的に継続性が担保されている空間の一人あたりの面積』	1	「社会資本整備重点計画」における重点目標(案)・指標(案)等総括表(国土交通省検討案)	H20.6	約12.7㎡/人(H17年度)		
		『緑地環境整備総合支援事業』 『緑地保全事業の推進』 『緑地環境再生を再生する』	1	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地。2,400ha(H18約2,200ha)		
		『都市緑化植物園、環境ふれあい公園などについて、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化し、「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を高めていきます。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)・第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進。2.1都市公園の整備	
		『国営公園を拠点とした環境配慮型行動を促すためのガイドラインの策定』	1	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全	
		自然再生緑地整備事業の推進	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)・第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進。2.1都市公園の整備	
		『自然再生緑地整備事業の推進』 『施策目標、都市域における自然環境を再生する・業績指標は平成17年度末現在で約1,400haと順調に推移している。』 『都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然的環境を確保するため、公園・緑地を整備する。』 『港湾空間における良好な環境実現のため、港湾緑地の計画的な整備を進める。』	1	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地。2,400ha(H18約2,200ha)		

【3.都市地域】 【分類】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいを多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■地域制緑地等	緑地保全地域、特別緑地保全地区	『生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。』 『行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、国庫補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。』 『多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。』 『首都圏及び近畿圏については、それぞれの都市環境インフラのブランドデザイン』に位置づけられた保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。』 『都市における生物多様性を確保するため、公園緑地等における希少種や身近な植物等の保全・活用や、エコジカルネットワークの形成等を推進。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策) - 第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生 - 創出・管理に係る諸施策の推進 2.4緑地保全地域、特別緑地保全地区 / 2.5近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区
	市民緑地・生産緑地地区・屋敷林など	『市民緑地や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生育・生息域の保全・再生・創出を推進します。』 『都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができ、今後も生産緑地地区制度の確かな運用を図ります。』 『市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。』 『都市内の既存樹林等について、適切な保全、規制又は管理による吸収源対策の推進。』	1	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区、風致地区	『風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度の確かな運用を図り、指定の促進を図るための取組を進めます。』 『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)』の施行を踏まえ、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく町村の取組について、関連支援制度の積極的な活用を促し、歴史・文化資産を活かした地域の活性化を推進する』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策) - 第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生 - 創出・管理に係る諸施策の推進 2.8市民緑地 / 2.9生産緑地地区 / 2.10屋敷林、雑木林などの保全
	民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進	『緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などについては、民有地の緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及に努めます。』 『屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。』	3	国土交通省「重点政策」	H20.8		温室効果ガス吸収源対策
		『緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度の活用 ・緑化地域や緑化施設整備計画認定制度の活用 ・住宅・建築物の整備に関する各種事業において、敷地の緑化等への補助等を実施』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策) - 第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生 - 創出・管理に係る諸施策の推進 2.11民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進 / 第2章横断的・基盤的施策 第6節地球温暖化に対する取組 1.生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への対応 1.1生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への対応
■道路の整備	生物多様性の保全への配慮	『道路においても、『緑』を道路空間の主要構成要素として位置付けて、積極的に緑化を図るなど、生物多様性の保全に資する取組を進めます。』 『道路のり面、インターチェンジなどのオープンスペースを活用し、多様な生物の生息・生育空間の創出を図ります。』 『引き続き、ビオトープの創出など、生物多様性の保全に配慮した取組を進めます。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7	CO2排出削減量: 0.5~2.3万t-CO2(2010年度)	ヒートアイランド対策
			3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策) - 第7節都市2.緑地、水辺の保全・再生 - 創出・管理に係る諸施策の推進 2.2道路整備における生物多様性の保全への配慮

【3.都市地域】 1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいの多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■道路の整備	環境影響軽減対策	道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。①自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組み、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。②国立公園など特に自然豊かな地点では、周辺部にマイカーからバスなどに乗り換えるための駐車場を整備するなど、自然と調和した道路利用を誘導します。③動物の生息域・分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物(けもの道)や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。④道路事件に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。⑤地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境(ビオトープ)の形成に積極的に取り組みます。』 『大気や騒音の改善を図るため、バイパス整備、交差点改良、低騒音舗装の敷設、環境施設帯の整備、植樹等の治道環境改善事業を推進。特に、環境基準を長年達成できていない箇所について、関係機関と連携して集中的に実施。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策_第7節環境影響評価など_2.環境影響の軽減に関する環境影響経済対策
■下水道	生物多様性の保全への取組	『過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の棲み場を提供し、自然を呼び戻します。』 『生態系への配慮が必要な水域において、なじみ放流(放流先の生態などに配慮(水質、水温、発泡防止)した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、浸透など))などを推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)、第7節都市2緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進_2.3下水道事業における生物多様性の保全への取組
■水質改善、健全な水循環の構築		『下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、「水環境改善緊急行動計画」による河川事業と連携した水質改善、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する高度処理を推進します。』 『新世代下水道支援事業制度の活用による、下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)、第7節都市2緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進_2.3下水道事業における生物多様性の保全への取組
共通							
■自然とのふれあいや活動の推進	都市公園	『都市における取組]都市公園などでは、地域のNPOや学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多数実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していきます。』 『各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、環境教育プログラムの提供や環境学習ボランティアの育成を推進する。』(都市公園等における環境教育の推進)		第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策_第3節普及と実践_3.自然とのふれあいや活動の推進
	下水道の役割	『CSRを通じた企業の緑化活動について客観的な評価、認定等により、地域の環境改善への取り組みを誘導、支援。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		ライフスタイル・ビジネススタイルの変革
	経済的措置	『都市公園における取組]都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。』 『都市公園など事業、緑地環境整備総合支援事業、緑化対策事業などに対する補助や自然環境整備交付金を活用した地域整備事業の促進を行います。』 『損失補償など]自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の保全に資する保護地域制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、国立公園など、特別緑地保全地区などでは民有地の買入れの制度があります。』 『都市における水と緑のネットワークを形成するため地方公共団体が行う為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、保全などを推進する施設の備に列し、適正な補助を行います。』(歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区)	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策_第3節普及と実践_2.経済的措置_2.1経済的措置

【3.都市地域】 【分類】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいや多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■教育・普及啓発	緑に関する普及啓発の推進	『全国「みどりの愛護」のつどいについては、従来国営公園を会場としていましたが、全国の都市公園を会場とした開催方式とし、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。』 『開業事業における緑に関する取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すため、都市開発における緑地の評価制度を創設します。』 『緑化活動に取り組み、地域の団体に對して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策) 第7節都市3.緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など3.1線に関する普及啓発の推進
	下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発	『地域住民や教育関係者、NPOと連携し、多様な生態系の生育・生息場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的「情報発信し、住民への理解に努めていきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策) 第7節都市3.緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など3.2下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発
	交通エコロジック教室の開催	『国民生活に身近な問題である交通と環境の問題を広く国民に情報提供し、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための場を国民に提供する。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		ライフスタイル・ビジネススタイルの変革
■調査・研究	外来種を用いない、周辺環境と調和したのり面自然再生手法に関する研究	『のり面緑化において、従来の外来植物を主としたものから、地域生態系に配慮した緑化方法の確立を図る。さらに単に造成のり面を緑化するのではなく、周辺の植物群落と一体とした群落にすることを目標とした、のり面自然再生手法の確立を図る。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
	道路による環境影響軽減対策に関する研究	『道路を横断する動物の接触事故の防止や、生息域の分断防止を図るための効果的な保全対策の立案と、それに必要な調査方法等の確立を図る。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
	集約型都市構造を形成する緑のあり方の検討	『集約型都市構造の骨格を形成する緑の保全・創出方策の検討を行う。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		低炭素型の都市・地域づくり

【4河川・湿原地域】1.生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2.生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3.人と自然とのふれあいを促進する事業・施策 4.その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
河川	■ネットワークづくり	河川の連続性の確保 『河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。』 『魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入する水路との落差の解消、高水敷の切り下げによる小支川の再自然化などにより、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性(いわゆるエコリカナルネットワーク)を改善していきます。』 『生態系のネットワークづくりを関係機関と連携して推進』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生 1.3河川・湿地などにおける連続性の確保 1.3.1河川の上・下流の連続性の確保 / 1.3.2河川と流域との連続性の確保
	山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理	『河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組めます。』 『下流に被害を及ぼす土砂の生産抑制、捕捉を図りつつ、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流す事のできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過化を推進します。また、ダム貯水池への流入土砂量の抑制、貯水池直上流の貯砂ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除、排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、ライフサイクルコストを考慮した土砂対策を推進することにより可能な限り長くダムの機能を維持し、適正に土砂を下流に供給することで安全や環境を確保します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生 1.6山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理
	河川整備計画	『土砂の流れの健全化 土砂の流れの健全化を図るべき流砂系(土砂生産地から溪流・河川を通じ海域まで土砂が流連し、主にその土砂によって海岸線が形成される区域)において、流砂系全体からみた総合的な土砂管理計画を策定し、計画に沿って、目標を達成した流砂系の割合』	3	『社会資本整備重点計画 画川における重点目標(案)・指標(案)等総括表(国土交通省検討案)』	H206	【調査中】	
	河川環境管理基本計画	『自然環境の保全等、より積極的な河川環境管理を実施するため、河川環境管理に関する内容を河川整備計画に明確に位置付け、戦略的に河川環境管理を実施する』 『積極的な河川環境管理の展開と河川環境管理基本計画の見直し』	3	国土交通政策のこれからの方向性(重点政策)	H208		
■計画	河川環境管理基本計画	『(仮)多自然河川戦略』	1	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H203		生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備 /魅力ある水辺空間の整備と保全
	河川環境管理基本計画	『(仮)水辺のまちづくり戦略』 『(仮)水辺のまちづくり戦略1の策定』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H203		魅力ある水辺空間の整備と保全

【4河川・瀬原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいの強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■水辺の整備	水辺の乗校	『河川における取組』河川などが子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者・地方公共団体・教育関係者・市民団体などと構成される推進協議会を設置し、地域と一体となって、水辺に近づくための河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出など、水辺の整備など（水辺の乗校プロジェクト）を実施します。』 『自然体験を支援する水辺の整備 施策目標：水辺における児童の自然体験を支援する』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策_第3節普及と実践_3.自然とのふれあい_3.2自然とのふれあいの場の提供
	ふるとの川整備事業	『河川における取組』河川本来の自然環境や、周辺の自然の歴史・文化的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備（ふるとの川整備事業）を行います。』	3	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	自然体験活動拠点数：420箇所（H18 416箇所）	
	マイタウン・マイリバー整備事業	『河川における取組』大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、沿川における市街地の整備と併せて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修（マイタウン・マイリバー整備事業）を行います。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策_第3節普及と実践_3.自然とのふれあい_3.2自然とのふれあいの場の提供
	自然とのふれあいの場の提供	『河川における取組』堤防の治水機能の維持・増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を行います。』 『自然とのふれあい、その仕組みを理解する活動の一環として、水辺を散策するためのフットパスを整備するなど、自然保護に配慮した観光の推進を図ります。』 『河川における取組』河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢化の割合が著しく高い地域などにおいて、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤防の整備などハリアプローチを実現し、高齢者、障害者、子どもなどを含むすべての人々が安心して河川を訪れ、親しみあふれる河川空間を創出します。』 『河川における取組』魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特徴を活かした交流ネットワークを構築し、その交流拠点として、また地域づくりの核となる水辺プラザ整備のため、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備などを実施します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策_第3節普及と実践_3.自然とのふれあい_3.2自然とのふれあいの場の提供 / 3.1自然とのふれあいの場の推進
	多自然川づくり	『市街地における親水性のある河川整備 施策目標：都市部における良好な水辺空間を形成する』 『水と河川環境機能の調和を維持するための樹木管理の計画的な実施』 『人々が容易に親しめる河川周辺空間の確保施策の推進』	3	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	都市空間形成河川整備率：40%（H18 38%）	生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備 魅力ある水辺空間の整備と保全
		『河川における取組』必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ改変しないようにすることにも、改変する場合でも最低限の改変にとどめ、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。』 『多自然型川づくりとして集計された施工延長は直轄、補助を合わせて約3,200km（平成16年度まで）に達しており、新たに多自然川づくりとしてその推進を図っていきます。』	3	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み（平成19年度政策レビュー結果（評価書）」）	H20.3		第2章横断的・基盤的施策_第3節普及と実践_3.自然とのふれあい_3.2自然とのふれあいの場の提供 / 第1章国土空間施策（2地域空間施策）_第8節河川・瀬原など_1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.1多自然川づくり

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいを多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■水辺の整備	多自然川づくり	『河川全体の自然の豊みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する、多自然川づくりを推進する。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H207	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合	自然共生と生物多様性の保全
		『河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する多自然川づくりにより、良好な自然環境を保全・創出する』	3	国土交通政策のこれからの方向性(重点政策)	H208		
		『多自然川づくりの戦略的推進』	3	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H203		生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備
	かわまちづくり	『引き継ぎ、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めていきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など.3住民との連携・協働.3.1住民との連携・協働による川づくり
		『沿川の町並みと一体となった快適な空間を創出する「かわまちづくり」(地元住民による水辺の地域活性化)の推進』	3	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H203		魅力ある水辺空間の整備と保全
■自然再生	外来種対策	『住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組みなどを実施。』	2	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H207		自然共生と生物多様性の保全
	外来種対策	『外来種・遺伝子組み換え生物など』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第1節野生生物の保護と管理.3.生態系を撓乱する要因への対応.3.1外来種・遺伝子組み換え生物など
	外来種対策	『外来種対策等による良好な河川生態系の維持』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H203		生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備
■自然再生	自然再生事業	『失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。』 『事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。』 『自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。』 『現在実施している、湿地環境の再生(釧路川[北海道]、河口干潟の復元(鶴川[北海道]、荒川[東京都]、木曾三川[三重県])、蛇行河川の復元(釧路川[北海道]、湖岸環境の再生(霞ヶ浦[茨城県])、磯河原の再生(多摩川[東京都])など)についても以上の点に留意して完了を目指していきます。』	2	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など.1.生物の生息・生育環境の保全・再生.1.2自然再生事業

【4河川・渇原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■自然再生	自然再生事業	『自然再生、多自然型川づくり等 施策目標:失われた水辺を再生する ・平成18年10月に策定した『多自然川づくり基本指針』を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。 ・川内川、天竜川等において災害に対する安全性を向上しつづつ、自然河岸への再生をより一層推進する。効果的な土砂管理対策により引き続き砂浜の創出に努める。』	3	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の割合:約2割(H18 15%)	
		『自然再生の重点的な実施(国民の関心が極めて高い事業等の重点化)』	3	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備
		『失われた河川などの良好な自然環境の再生を図るため河川などの自然再生事業を実施する。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の割合	自然共生と生物多様性の保全
	清流の再生	『これまで、各地で浄化用水の導入などが検討・実施されてきていますが、平成17年より全国7モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査するとともに、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進めています。また、『環境用水に係る水利許可使用許可の取扱いについて』(平成18年3月)により、河川の流水を使用して環境用水を過水使用する場合に必要な取扱いに関する基準が明確化されており、地域の特徴に応じた清流の再生が期待されています。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2.水環境の改善2.2河川などにおける清流の確保2.2.3環境用水の導水による水路の清流の復活
		『環境用水の導入による清流の再生を図る。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		水循環系の再構築
		『動植物の生息生育地の状況や景観、流水の清潔の保持などに必要な流量等を満たした流水の正常な機能を維持するために必要な正常流量を設定。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		水循環系の再構築
		『清流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの湖上に配慮した試験放流を実施し、これによりサケの湖上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組みしていきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2.水環境の改善2.2河川などにおける清流の確保2.2.2水力発電に伴う減水区間の解消による整流回復
		『水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイドラインを定める。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		水循環系の再構築
	下水や湧水の保全・復活	『地下水浸透規制、地下水採取規制、モニタリング、雨水浸透施設の設置促進などによる地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するための取組を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2.水環境の改善2.1河川・湖沼などにおける水質の改善2.1.2水質浄化対策
		『湧水等の保全・再生』	3	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいを促進する事業・施策 4:その他生態系の保全に関する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■流量・水質の改善	河川の水質改善	『平成12年度を目標とする第1期計画(清流ルネッサンス21)の対象河川など30か所においては、水質の改善などにより、仁淀川支川の水質の再生により新たに観光資源を生み出した例などが報告されています。平成13年度及び14年度には第2期計画(清流ルネッサンスII)の対象河川など34か所を選定しており、関係者と連携しながら、引き続き積極的に取組を推進していきます。』 『河川の水質浄化対策を引き続き行うとともに、水質汚濁が著しく、生活環境の悪化や上水道への影響が顕著な河川・湖沼・ダム貯水池などにおいて水質改善に積極的に取り組んでいる地元の市町村などと河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって、水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的に水量、水質を対象とした行動計画(水環境改善緊急行動計画)を作成し重点的に水質改善のための取組を行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善_2.1河川・湖沼などにおける水質の改善_2.1.2水質浄化対策
		『流況改善への積極的な取組』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備 河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善
		『水循環の再編及び根本的な水質改善の推進』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善
	湖沼・ダム貯水池の水質・底質改善	『従来の水質保全対策に加え、近年においても水質改善の状況が芳しくない湖沼を取り上げ、平成19年度から、湖沼の自然環境と地域とのつながりを再生し、生態系の保全・再生、水質改善を図るといった新たな取組を、震ヶ浦や印旛沼において試行します。』 『改善の遅れた身近な湖沼の持続可能な抜本的・総合的水質改善』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善_2.1河川・湖沼などにおける水質の改善_2.1.2水質浄化対策
		『覆砂及び深掘り跡の埋戻しにより底質改善された割合』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善
		『閉鎖性水域などの水質改善を図るため、湖沼における水位操作や水辺エコトーン再生を実施し、総合的に湖沼やダム貯水池などの水質改善に取り組んでいきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善_2.1河川・湖沼などにおける水質の改善_2.1.2水質浄化対策
	生活排水対策	『引き続き、下水道などによる尿、生活排水対策など各種汚水処理を実施します。』 『(検討中)河川・湖沼・閉鎖性海域等における水質改善の指標三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合汚濁の著しい河川・湖沼及び三大湾等を対象とする流域内の総発生負荷量に対する、下水処理場等における汚濁負荷削減量の割合』	4	『社会資本整備重点計画』における重点目標(案)・指標(案)等総括表(国土交通省検討案)	H20.6	【調査中】	
			4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善_2.1河川・湖沼などにおける水質の改善_2.1.2水質浄化対策
			4	『社会資本整備重点計画』における重点目標(案)・指標(案)等総括表(国土交通省検討案)	H20.6	【調査中】	

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
湿地	■湿地の再生	①国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外来種の侵入が深刻な影響を及ぼしている釧路、サロベツなどの湿原などにおいては、自然再生事業などを活用して湿原生態系の保全・再生に取り組みます。』 ②過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能なもの(湿地3,000ha、干潟4,000ha)のうち、復元・再生する割合』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.7湿地の指定・保全
		『河川における湿地・干潟の再生 施策目標:失われた湿地・干潟を再生する』	3	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合:約3割(H18 約2割)	
砂防・ダム	ラムサール条約	『条約締約国全議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備・湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と質明な利用(ワイズユース)を図っていきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章機能的・基盤的施策 第4節国際的取組 2.生物多様性関連諸条約の実施 2.2ラムサール条約
	■環境配慮	ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めています。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めています。』 『水源地域の自然環境の保全を進めるため、水源地域とダムの間に、地域の環境保全や流域における源流域と下流域との交流などを推進していきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.4ダム整備などにあたっての環境配慮 / 第2章機能的・基盤的施策 第7節環境影響評価など 2.環境影響の軽減に関するその他の主な取組 2.1ダム整備などにあたっての環境配慮
	緑化対策・斜面対策	『都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、ビオトープ空間の保全・再生・創出など良好な景観の保全に寄与します。また、都市域における急傾斜地は貴重な緑地であり生物の生息環境となっているため、急傾斜地崩壊対策事業では、既存補生素を減じた緑の斜面工法の積極的な導入や緩衝樹林帯の整備を図るため、緑あふれる斜面対策を推進します。』 『豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため有害な土砂を止めるとともに、平常時の渓流環境の連続性及び、土砂移動によりつちかわれる生物の生息・生育環境を保全するため、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を、渓岸侵食の防止に配慮しつつ進めます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.5渓流・斜面などにおける土砂災害対策にあたっての環境配慮
	渓流砂防事業	『優れた自然環境や社会的環境を持つ地域にある渓流において、良好な緑地と水辺の空間を確保することにより、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復などを図るため、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.5渓流・斜面などにおける土砂災害対策にあたっての環境配慮
	ダム貯水池における水質保全対策	『冷水放流に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。』 『濁水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選べる選択取水設備や洪水の終了により、濁度が低くなった流入水を貯水池を迂回させて下流へ直接流す清水バイパスの設置、運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めます。』 『富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるとともに、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、プランクトンの増殖の抑制を図っていきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2.水環境の改善 2.1河川・湖沼などにおける水質の改善 2.1.3ダム貯水池における水質保全対策

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■流量・水質の改善	正常流量の設定	『一級水系において、これまで(平成19年7月現在)、基本方針を策定した73水系のうち、61水系で正常流量を設定し、新規水利権許可の判断基準やダム施設などからの補給流量の根拠などとして利用しています。また、正常流量を確保していくために、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などを検討していきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善2.2河川などにおける清流の確保2.2.1正常流量の設定
	ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善	『ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとします。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善2.3ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善
		『一時的に貯留された洪水調節容量を活用し、下流河川の清流回復や流況改善を図る放流を行う。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
		『高精度の降雨予測を使用する等のダムの弾力的管理の推進』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー)結果(評価書)」	H20.3		生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備
■ダムの整備	ダム整備などにあたっての環境配慮	『ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じると、多様な生物の生息・生育・繁殖環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策第3節環境影響評価など2環境影響の軽減に関するその他の主な取組2.1ダム整備などにあたっての環境配慮→再掲
共通							
■市民活動	市民団体との連携による河川整備	『多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ピオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策第3節普及と実践1普及広報と国民的参画1.1普及広報と国民的参画の推進
		『川・地域・人の関係の再構築。市民団体等との連携の強化や環境教育の拡大、川の駅や環境学習拠点などの集う場の整備。流域ネットワークなどの取り組みを支援・拡大。地域との連携・協働の促進。』	1	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー)結果(評価書)」	H20.3		
		『管理への市民・企業との参画の推進』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー)結果(評価書)」	H20.3		地域・市民との連携・協働
■経済的措置	基金の運営	『地球環境基金』『河川整備基金(せせらぎ・ふれあい基金)』『緑と水の森林基金』による民間団体の環境保全活動への支援を行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策第3節普及と実践2経済的措置2.1経済的措置
■教育・普及啓発	多自然川づくり	『これまでに見られた課題の残る川づくりを解消させていくために以下のような施策に取り組みんでいきます。・多自然川づくりの既成の知見の取りまとめ、多自然川づくりの技術的支援の実施、多自然川づくりの評価体制の構築、多自然川づくりの実施体制の見直し、市民の積極的な参画や多様な連携の仕組みの構築、多自然川づくりの普及・多自然川づくりを推進するための人材育成』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生1.1多自然川づくり

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■教育・普及啓発	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	「子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るため、引き続き『子ども水辺再発見プロジェクト』を推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」を進めていきます。『河川における取組』川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など（子ども水辺再発見プロジェクト）を行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など4.河川を活用した環境教育や自然体験活動4.11子ども水辺再発見プロジェクト 第2章構造的・基盤的施策第3節普及と実践3.自然とのふれあい3.1自然とのふれあい活動の推進 / 4教育・学習4.2学校外での取組、生涯学習 自然共生と生物多様性の保全
	水生生物調査	『市民一般の河川環境への関心を高める機会として、引き続き住民との協働による水生生物調査を実施していきます。』 『河川における取組』河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など5.河川環境に関する調査研究5.4水生生物調査 第2章構造的・基盤的施策第3節普及と実践3.自然とのふれあい3.1自然とのふれあい活動の推進
	自然体験活動の推進	全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開していきます。特に、川の危険性を正しく理解伝えられるスキルを身に付け、指導者を養成する「指導者養成」、安全は自分で確保するものという観点から危機管理の基礎知識を体験学習を通して学ぶ「子ども水辺安全講座」、川で学ぶ体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進していきます。『河川における取組』子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育プログラムを作成し、インターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など4.河川を活用した環境教育や自然体験活動4.2市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進 第2章構造的・基盤的施策第3節普及と実践3.自然とのふれあい3.1自然とのふれあい活動の推進
	自然体験活動の推進	『水辺における環境学習・自然体験活動の推進 施策目標:水辺における児童の自然体験を支援する。地域でのばらつきを是正するために、全国を各ブロックに分けて、情報発信等各種支援方策の検討を行うとともに、今後もより一層の環境学習、自然体験活動の推進、普及のため、ブロック単位、都道府県単位の連絡会議を実施し、地域のニーズにあったハード・ソフト対策を支援することにより、自然体験活動拠点登録箇所数を増やしていく。』	4	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	自然体験活動拠点数:420箇所(H18.416箇所)	
	水辺めぐり	『魅力ある水辺めぐり(訪問者による散策・観光)の支援・推進』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		魅力ある水辺空間の整備と保全
■調査・研究	河川環境に係る情報の整備	『魚類、底生動物調査についてはおおむね5年、それ以外についてはおおむね10年でこれらの調査を一巡できるような河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。』 『河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基礎調査などの全国的な調査データとの相互利用を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策第5節情報整備・技術開発2調査・情報整備の推進2.8河川環境に係る情報の整備
		『水管理・利用に関わる様々な機関が容易にアクセスできる情報プラットフォームを構築』	4	国土交通省「河川環境の整備・保全の取組み(平成19年度政策レビュー結果(評価書))」	H20.3		河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいを促進する事業・施策 4:その他生態系の保全に関する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
調査・研究	河川環境に係る情報整備	多自然川づくり計画・設計技術の向上・多自然川づくりの河川管理技術の向上・河川環境のモニタリング手法と川づくりの目標設定手法の確立・改善に対する環境の応答の科学的な解明	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.1多自然川づくり
	河川水辺の国勢調査	平成19年3月に河川水辺の国勢調査のマニュアルを改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査についてはおおむね5年、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類調査、陸上昆虫類など調査についてはおおむね10年でこれらの調査を1巡できるように進めるとともに、重点的かつ緊急性に把握する必要がある基礎情報を収集整備する「テーマ調査」、国民の水辺環境への関心と理解を深めるため流域の市民団体などからの調査協力により実施する「モニター調査」を導入しました。今後、改定されたマニュアルに従い、さらなる充実した調査を進めていきます。』 『全国の水辺の国勢調査の情報をすべてを迅速に把握でき、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関する多面的な分析が可能になること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々へ提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めていきます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を推進します。』 『河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用していきます。』 『河川の自然環境に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖における生物の生息・生育状況などを定期的・継続的に調査する「河川水辺の国勢調査」を実施。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
	自然共生研究センター	『自然共生研究センターにおける研究の推進と活用を図ります。』 『現在までに、魚類の生息場所と生息環境について、生息量は水際の植生よりも淵や早瀬などの河床形態に大きく依存しており、そのため河川改修においては淵・淵構造を考慮することが重要であることや、外来植物の繁茂が在来種を減少させるとともに種数も減少させており、河原植物に影響を与えることなどを確認しています。引き続き、さまざまな河川の復元工法による効果を検証していきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など5.河川環境に関する調査研究_5.3自然共生研究センター 第2章構造的・基盤的施策_第5節情報整備・技術開発_3.研究・技術開発の推進_3.3河川における調査研究
	安全に係る情報整備	『河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施し、その結果を広く普及することを目的として設置。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
	河川生態学研究	『国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急的に取組事項などをまとめたアクションプランを作成し、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施していきます。』 『フィールドには、流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流送土砂量が多く美しい砂州が形成されている木津川、河川激甚災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われていた北川、自然復元型川づくりによって河道の底再生を実施している標津川、広大なコン原や河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川が対象とされてきました。今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。』 『千曲川、木津川、北川、標津川、岩木川などをフィールドとして、河川生態学研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた学術成果の整理・評価を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など4.河川を活用した環境教育や自然体験活動_4.2市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進
	山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理	『生物学・生態学の各分野や河川工学の分野などの研究者や国総研・土研の研究者により具体的なフィールドを設定し、河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。』 『これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による漂流・河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を追随し地形の変化を推定できる流砂や漂砂などのシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
			4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1.生物の生息・生育環境の保全・再生_1.6山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理

【4河川・湿原地域】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■調査・研究	河川・湿原などにおける外来種対策	近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来種生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など1生物の生息・生育環境の保全・再生 1.9河川・湿原などにおける外来種対策
	水生生物の保全に配慮した水質目標の設定及びその達成	『今後の河川水質管理の指針について(案)』に基づき、河川における生物の生息・生育・繁殖環境の指標である「豊かな生態系の確保」の視点から調査を実施していきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第8節河川・湿原など2水環境の改善 2.1河川・湖沼などにおける水質の改善 2.1.1水生生物の保全に配慮した水質目標の設定及びその達成
	湖沼湿原調査	『生態系、生活環境に配慮し、人の五感等の多様な視点を含めた新しい水質指標等を整理し、河川毎に評価を行うことにより、河川環境改善を図る。』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		水循環系の再構築
			『日本における自然環境の現状と変化を把握し保全のための基礎情報を得るために、特に脆弱な環境である湖沼・湿原に関する総合的な地理調査を順次実施する』	4	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7	

【分類】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいや多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
沿岸域 ■海岸の整備	港湾緑地の整備	『多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 4.1港湾環境の保全・再生・創出
	海底の整備	『海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 4.1港湾環境の保全・再生・創出
		『広域的な浚渫工砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行っています。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 4.1港湾環境の保全・再生・創出
	海岸環境の保全・再生・創出	『ウミガサやカブトガサといった海生物やコアサザン、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コオサザン事業を推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.1海岸環境の保全・再生・創出
		『海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線の防護方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの面で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.1海岸環境の保全・再生・創出
		『すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上、施設のバリアフリー化、植栽や遊歩道の設置などの海岸の利用の増進に資する施設や周辺環境の整備を進めるとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策との一層の連携を推進します。例えば、砂浜の保全など、優良対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風などの被害を防止するための森林造成を行う治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.1海岸環境の保全・再生・創出
		『大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.1海岸環境の保全・再生・創出
		『生物の生息環境に配慮した海岸づくり』	3	国土交通省「重点政策」	H20.8		
		『名勝で優れた景観、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸の保全・回復に資する取組を推進する。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
全国海の再生プロジェクト		『閉鎖性海域における環境改善のため、湾再生行動計画に基づき、関係省庁及び関係地方公共団体の連携のもと、総合的な施策を推進。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		水質汚濁対策
自然とのふれあいの場の提供		『「港湾における取組」港湾の良好な自然環境の市民による活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場ともなる海浜などの整備を行っています。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第3節普及と実りの場の提供
		『「海岸における取組」海岸保全施設の整備にあたっては、懸崖斜堤や砂浜の整備を含む面的防護の推進、また植栽や遊歩道の設置に加え、施設のリニアフリー化など周辺環境の整備を行うことにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。具体例としては、砂浜の保全など優良対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風などの被害を防止するための森林造成を行う林野庁所管の治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を進めます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第3節普及と実りの場の提供
		『海岸における取組』良好な海岸の自然環境を活用し、国土交通省、農林水産省及び文部科学省が連携して、安全で利用しやすい、世代間の交流の場ともなる海岸づくり(いきいき海の子・浜づくり)を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第3節普及と実りの場の提供
		『施策目標:海岸における観光空間等を形成する』	3	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8		

【分類】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいや多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■海岸の整備	事業・施策など 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応	『地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇が懸念されており、海岸によっても海岸線侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策 第6節地球温暖化に対する取組 1.生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応 1.1.生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応
■海岸の再生	事業・施策など 海洋生物多様性の保全のための保護区	『海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要対策を検討します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 1.沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全 1.2.沿岸生物多様性の保全のための保護区
■海岸の再生	事業・施策など 干潟の再生	『港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。』 『施策目標:失われた湿地・干潟を再生する』	3	第3次生物多様性国家戦略 国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」 国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H19.11 H19.8	失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合:約3割(H18年2割)	第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 1.沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全 1.3.藻場・干潟の保全・再生
■海岸の再生	事業・施策など 海岸の再生	『浚渫土砂を有効活用し、水質浄化機能を持ち、多様な生物の生育・生息の場となる干潟・藻場等を再生』 『浚渫土砂を有効活用した覆砂・干潟の造成等を推進する。』	3	国土交通政策のこれからの方向性(重点政策)	H20.8	失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合※	海洋・沿岸域分野の国際貢献
■海岸の再生	事業・施策など 海岸の再生	『港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋め戻しを推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 4.港湾環境 4.1.港湾環境の保全・再生・創出
■海岸の再生	事業・施策など 海岸の再生	『海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.海岸環境 3.1.海岸環境の保全・再生・創出
■海岸の再生	事業・施策など 海岸の再生	『養浜、溝堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.海岸環境 3.1.海岸環境の保全・再生・創出
■海岸の再生	事業・施策など 海岸の再生	『①過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の中で回復可能なもの(海岸1,270km、砂浜460km)のうち、復元・再生する割合』	3	『社会資本整備重点計画』における重点目標(案)・指標(案)等総括表(国土交通省検討案)	H20.6	15%(H18年度)	
■海岸の再生	事業・施策など 海岸の再生	『「若者の創生」事業などにおいて、河口、河道、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、侵食が進んでいる海岸へ流用(サンドバイパス)を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.海岸環境 3.1.海岸環境の保全・再生・創出

【5.沿岸域】 【分類】 1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあいを多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■海岸の再生	海岸の再生	『施策目標:失われた水辺を再生する』	3	国土交通省「平成19年度版政策評価レポート」	H19.8	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合:約2割(H18 15%)	
■水質の改善	海域における水質浄化対策	『海域浄化対策事業』『海域環境創造:自然再生等事業』により、汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、雑砂及び放置産廃物の処理などを行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2)地域空間施策)第9節沿岸・海洋 5.海域汚染対策 5.2海域における水質浄化対策
	閉鎖性海域の水環境保全	『水質環境改善のための行動計画が策定されている海域については、行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2)地域空間施策)第9節沿岸・海洋 5.海域汚染対策 5.3閉鎖性海域の水環境保全
■市民活動	自然とのふれあい活動の推進	『都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のための行動計画」「大坂湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとともに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、海の再生プロジェクトを展開していきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2)地域空間施策)第9節沿岸・海洋 5.海域汚染対策 5.3閉鎖性海域の水環境保全
■教育・普及啓発	海岸づくり	『「基盤における取組」海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を自治体やNPOなどと連携しながら全国各地で展開します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第3節普及と実践 3.自然とのふれあい、3.1自然とのふれあいの活動の推進
	人材の育成	『文科科学省所管の教育関連施設や各種環境教育プログラムと連携し、環境教育の場として利用しやすい、世代間の交流の場となる海岸づくり(いきいき・海の子・浜づくり)を推進します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2)地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.海岸環境 3.1海岸環境の保全・再生・創出
■調査・研究	海岸環境の保全・再生・創出	『海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実などに努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸環境活動の委嘱や環境教育の充実などに努めます。具体的には、エコ・ユースト事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めることとしています。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2)地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.海岸環境 3.1海岸環境の保全・再生・創出
	海域環境データベースの構築	『安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。例えば、海岸看行においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果をもとに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第3節普及と実践 5.人材の育成 5.1人材の育成
	調査における調査研究	『海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実を図ります。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2)地域空間施策)第9節沿岸・海洋 3.海岸環境 3.1海岸環境の保全・再生・創出
	調査における調査研究	『世界最大規模の干潟水櫃(マソクス)を用いて、水櫃内に自然に定着し生息している生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 2.調査・情報整備の推進 2.9海域環境データベースの構築
	調査における調査研究	『現存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、ハクテリアから鳥までの広範な生物調査を推進します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 3.研究・技術開発の推進 3.4港湾における調査研究
	調査における調査研究	『これら基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進します。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 3.研究・技術開発の推進 3.4港湾における調査研究
	調査における調査研究	『海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果をもとに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章横断的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 3.研究・技術開発の推進 3.5海岸における調査研究

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
■調査・研究	港湾における調査研究	『地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇が懸念されており、海岸によっても海岸侵食の進行やセロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 3.研究・技術開発の推進 3.5 海岸における調査研究
	海洋の生物多様性の保全	『海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進め、それらを踏まえて、沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地球空間施策)第9節沿岸・海洋 1.沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全 1.1科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全
	日本海洋データセンターの運営	『日本海洋データセンターへの海洋環境・海洋生物データの集積を推進し、政府部内の連携を一層強化します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 2.調査・情報整備の推進 2.10 日本海洋データセンターの運営

【分類】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

【分類】1:生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2:生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3:人と自然とのふれあい等多面的機能で関係の強い事業・施策 4:その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
海洋域							
■海域の整備	海洋生物多様性の保全のための保護区	『海域の国立公園内の自然量観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整、連携を図りながら、必要な対策を検討します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 1.沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全 1.2海洋生物多様性の保全のための保護区
■調査・研究	海洋の生物多様性の保全	『海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進め、それらを踏まえて、沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(2地域空間施策)第9節沿岸・海洋 1.沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全 1.1科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全
		『日本海洋データセンターへの海洋環境・海洋生物データの集積を推進し、政府部内の連携を一層強化します。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策 第5節情報整備・技術開発 2.調査・情報整備の推進 2.10 日本海洋データセンターの運営

【7.共通】 【分類】 1.生態系のネットワークの形成に直接関わる事業・施策 2.生態系の保全・再生に関わる事業・施策 3.人と自然とのふれあいや多面的機能で関係の強い事業・施策 4.その他生態系の保全に関係する事業・施策

項目	事業・施策など	事業・施策内容	分類	出典	年月日	目標値	備考
共通	■ ネットワークづくり	『生態系ネットワークの計画手法や運用手法についての調査検討や、既存のネットワーク施策・事業の成果についての評価、検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどの構想、計画づくりに係る情報提供、普及啓発を進めることにより、全国、地方、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおける生態系ネットワーク形成を促進します。』	2	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第1節生態系ネットワーク1生態系ネットワーク形成の推進
		『広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの具体的な図化を目指します。』	1	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		自然共生と生物多様性の保全
		『首都圏(平成16年3月)、近畿圏(平成18年8月)において策定された「都市環境インフラのブランドデザイン」について、関係省庁や自治体などの関係機関との連携により、推進していく。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第1節生態系ネットワーク1生態系ネットワーク形成の推進
		『十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第1章2節の「重要地域の保全」に示す各施策により、保護地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、森林においては、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」についても設定を進めます。』	3	国土交通省「環境行動計画2008」(案)	H20.7		環境に配慮した事業計画・実施
		『緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけ、事業者とその重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第1節生態系ネットワーク1生態系ネットワーク形成の推進
		『第1章3節の「自然再生事業」をはじめ、4節から9節に示す各施策により、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港、海城などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を総合的に進めます。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第1節生態系ネットワーク1生態系ネットワーク形成の推進
		『温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第1節生態系ネットワーク1生態系ネットワーク形成の推進
■ 計画・制度	生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応	『行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を進めます。』	1	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策第6節地球温暖化に対する取組1.生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応1.1生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応
	緑地保全地域など	『行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を進めます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第2節重要地域の保全_7緑地保全地域など
		『首都圏及び近畿圏については、それぞれの「都市環境インフラのブランドデザイン」※1に位置づけられた保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第2節重要地域の保全_7緑地保全地域など
	世界自然遺産	『和歌山については、平成18年11月に策定した知床半島エゾガ保管理計画及び平成19年策定の多利用型統合的海岸管理計画に加え、河川工作物のサケ科魚類などに対する影響評価及び改良手法などの検討結果も踏まえて、新たな「知床世界遺産地域管理計画」を策定し、海と陸の統合的 management の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第2節重要地域の保全_7緑地保全地域など
	戦略的環境アセスメントの導入	『戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・積算などの検討段階において、戦略的環境アセスメント総合研究報告書(平成19年3月)を受け、事業の特性やSEAガイドラインなどを踏まえて、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めます。また、それら取組の状況を踏まえてSEAガイドラインを不断に見直しします。』	4	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第2章構造的・基盤的施策第7節環境影響評価など1.環境影響評価_1.2戦略的環境アセスメントの導入
	ラムサール条約湿地	『条約締結国会議の決議などに則し、条約適用に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を図っていきます。』	3	第3次生物多様性国家戦略	H19.11		第1章国土空間施策(1広域連携施策)第2節重要地域の保全_8ラムサール条約湿地

効果的・効率的なエコロジカル・ネットワーク形成手法に関する調査

平成 21 年 3 月

発注機関：国土交通省 国土計画局 総合計画課

作業機関：アジア航測株式会社